

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成20年12月12日(金) 最高裁判所中会議室	
委 員	委員長 安 藤 正 雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委 員 佐 藤 恒 正 ((財)日本交通公社監事)	
	委 員 長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
審議対象期間	平成20年4月1日から平成20年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	—
	随意契約	—
建設コンサルタント業務	一般競争	6件
	プロポーザル方式	1件
	総件数	9件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1【福岡高地簡裁庁舎増築等建築工事】</p> <ul style="list-style-type: none">増築工事と本館改修工事を分割せずに一括発注したのはなぜか。1回目、2回目の入札が不落となり、3回目の入札が高落札率となった原因は何か。また、談合等はなかったか。 <p>2【熊本家裁庁舎改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none">総合評価方式において、予定価格の性質は何か。過去の工事实績等を、競争参加資格であるとともに、評価項目としているのはなぜか。提案された技術提案の履行状況の確認や履行の担保はどのようにしているのか。総合評価方式の実施にあたっては、求めている提案内容等の明確な情報提供、提案事項の履行確保に留意するとともに、設定する評価項目や配点等について	<ul style="list-style-type: none">移転を伴う工事であり、工期内に工事を完了するためには、一括発注するのが相当と考えたためである。また、本件工事では一括発注のほうが予定価格が安価であった。2回の不落を受け、3回目の入札では、発注内容の見直し、鋼材類の急騰を考慮した予定価格算定を行ったためと考える。なお、予定価格調書は適正に管理しているとともに、全入札業者から内訳表を提出させ精査したが、談合等を疑わせる事実はなかった。 <ul style="list-style-type: none">通常の競争入札と同じである。競争参加資格の確認段階では、単純な実績の有無の審査のみであるが、評価段階では実績の内容の審査・評価をしているからである。工事の監督・検査の中で履行状況を確認しており、また不履行の場合の工事成績の減点や指名停止措置等により履行の担保をしている。

<p>は不適合業者の排除という制度趣旨を十分に達成できるよう随時検討・見直しを図ってもらいたい。</p> <p>3【福島地家裁会津若松支部庁舎耐震改修設計業務】 【旭川地家簡裁庁舎耐震改修設計業務】 【大津地家簡裁庁舎耐震改修設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高落札率の案件もあるが，設計業務に対する積算の仕方については，業者も知っているのか。 ・ いずれの案件も1者入札であるが，周知方法等はどうだったのか。また，1者入札となった理由についてはどう考えるか。 ・ 大津案件については，制震ブレースによる耐震改修であるが 特許工法なのか。また，工法等の指定をしているのか， ・ 設計と工事の一体発注や特定の技術力を評価して業者を選定するなど，工事内容等に応じた発注方式も検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算式等が公表されているので知っていると思われる。 ・ 他官庁と同様にホームページへの入札公告掲載，業界紙への記事掲載依頼を行っている。また，1者入札となったのは，建基法改正に伴う建築確認申請業務や耐震改修促進に伴う改修設計業務の増加に対する技術者の繁忙によるものと考えている。 ・ 特許工法ではなく，また，工法等の指定も行っていない。
---	--

<p>4【長野地家裁上田支部庁舎新営実施設計等業務】</p> <p>【金沢地家裁七尾支部庁舎新営実施設計業務】</p> <p>【盛岡地家裁一関支部庁舎新営実施設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの案件も低入札であるが，予定価格や積算の前提となる業務量(人工数)の算定はどのように行っているのか。 ・ 上田案件では，付加業務が業者の内訳書には項目として入っていないが，発注業務に対応した入札額になっているのか。 ・ 業務結果(設計品質)の評価及び確認，以後の業務発注に向けての評価結果の活用を検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (国交省が定める)官庁施設にかかる積算基準に基づき算定している。 ・ 内訳書の諸経費の項目に入っていることを確認している。
<p>5【最高裁中野宿舎新営設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件をプロポーザル方式で発注した理由は何か。 ・ 選定委員会の委員の人数を5人としたのはなぜか。 ・ 技術提案の提出を要請した相手方はどのように選定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間住宅等の設計実績を有する業者の技術力や技術提案を評価して受託業者を選定するのに適した業務内容であったからである。 ・ 現在のところ適正な選定を行うのに5人程度で相当と考えているからである。 ・ 業務実績，技術者数等を勘案して選定した。